

ご安心ください

# マイナ保険証がなくても 保険診療を受けられます

- 現行の保険証は令和6年12月2日で発行を終了します。
- 現在お持ちの保険証は、有効期限の範囲内で、最長で令和7年12月1日まで使用できます。
- 松山市国民健康保険や愛媛県後期高齢者医療保険の保険証は、令和7年7月31日まで使用できます。

マイナ保険証	あてはまるものをご確認ください	医療機関を受診する方法
あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ マイナンバーカードを取得していて、保険証利用登録をした(※1)</li> </ul>	マイナ保険証を使って受診します。
なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ マイナンバーカードを取得していない</li> <li>◆ カードは取得したが保険証利用登録していない</li> <li>◆ 保険証利用登録を解除した(※2)</li> <li>◆ 電子証明書の更新を忘れた(※3)</li> <li>◆ カードを返納した</li> </ul>	<p><b>資格確認書</b>を使って受診します。</p> <p>※現在お持ちの保険証の有効期限前に、自動的に、保険証の発行元から保険証の代わりに「資格確認書」が届きます。</p>

※1：カードの取得や保険証利用登録は任意です。カードの申請や受取が難しい方はご相談ください。

※2：保険証利用登録の解除申請は、令和6年10月末頃から、保険証の発行元（保険者）が受け付ける予定です。

※3：電子証明書の更新を忘れた方も有効期限から3か月間はマイナ保険証が使えるようになります。



## 松山市

マイナンバーカードについて	市民課	マイナンバーカード担当	☎(089)948-6569
国民健康保険について	健康保険課	国保資格担当	☎(089)948-6363
後期高齢者医療について	健康保険課	後期高齢者医療担当	☎(089)948-6370